平成２３年（フ）第８８号
堺市中区深井東町320　ライフパートナー深井、住民票上の住所堺市中区陶器北1525番地１
破産者　石田　昭夫
１　決定年月日　平成23年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２５４号
堺市堺区鉄砲町16番地１　七道駅前マンション701号、前住所堺市堺区海山町２丁116番地１　ファミールハイツ堺Ⅱ番館318号
破産者　井上信太郎
１　決定年月日　平成23年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４８８号
佐賀県佐賀市久保田町大字久保田122番地１
破産者　塚本　隆二
１　決定年月日　平成23年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９４号
熊本県上益城郡山都町千滝75番地１
破産者　恵濃ヒデ子
１　決定年月日　平成23年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１４号
青森県三沢市中央町２丁目６番13号
破産者　小比類巻翼子
１　決定年月日　平成23年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第２０号
青森県三戸郡新郷村大字戸来字田中32番地
破産者　境　　博文
１　決定年月日　平成23年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第１８０号
山梨県笛吹市石和町八田490番地56、住民票上の住所山梨県甲斐市天狗沢87番地１
破産者　保延　寛男
１　決定年月日　平成23年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０号
山梨県西八代郡市川三郷町高田2758番地
破産者　依田　　力
１　決定年月日　平成23年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３７号
山梨県中央市布施243番地12
破産者　市川　和男
１　決定年月日　平成23年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３８号
山梨県中央市布施243番地12
破産者　市川由美子
１　決定年月日　平成23年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６７号
山梨県中巨摩郡昭和町清水新居836番地
破産者　チェ　ヒョンホこと　崔　　賢浩
１　決定年月日　平成23年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０７号
広島県福山市駅家町大字万能倉82番地２
破産者　高橋　忠志
１　決定年月日　平成23年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第６０４号
長崎県西彼杵郡時津町久留里郷35番地１　ラフォーレ・クルリ　Ｃ―102、開始決定時の住所長崎県長崎市脇岬町3365番地１
破産者　中村　方則
１　決定年月日　平成23年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０号
長崎県五島市富江町富江164番地
破産者　山田　政則
１　決定年月日　平成23年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所五島支部

免責許可決定

平成２３年（フ）第１２４号
鹿児島県鹿児島市真砂町60番６号
破産者　立石　明義
１　決定年月日　平成23年７月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１７７号
鹿児島県鹿児島市坂元町15番63号　グリーンハイツ東洋103号
破産者　堀口　健夫
１　決定年月日　平成23年７月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１９２号
鹿児島県日置市伊集院町妙円寺１丁目75番地535、申立時の住所鹿児島県日置市伊集院町妙円寺３丁目72番地７
破産者　谷口ちえ子
１　決定年月日　平成23年７月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２００号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町４番11―303号
破産者　花田　和幸
１　決定年月日　平成23年７月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１４２号
茨城県かすみがうら市宍倉3374番地２
破産者　髙森　高男
１　決定年月日　平成23年８月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第４０号
千葉県袖ケ浦市今井２丁目137番地２
破産者　須藤陸奥博
１　決定年月日　平成23年８月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第４９号
千葉県君津市南久保３丁目６番27号　103
破産者　熊谷喜久恵
１　決定年月日　平成23年８月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部